氷見市の環境

- 環境の状況及び施策に関する年次報告 -

令和3年度

氷見市

氷見市の環境

目 次

1	事業概要	1
(1)	環境防犯課職員配置状況	1
(2)	年度別決算の状況	1
(3)	主要事業	2
2	斎場・墓地事業	6
(1)	斎場利用状況	6
(2)	墓地の状況	7
3	廃棄物処理対策事業	8
(1)	ごみ処理事業	8
(2)	ごみ処理対象人口	9
(3)	ごみ処理量実績	10
(4)	分別収集の状況	15
(5)	ごみ減量対策事業	18
(6)	し尿処理事業	22
(7)	施設及び機材等	24
4	環境保全対策事業	25
(1)	自然保護事業	25
(2)	環境美化推進事業	25
(3)	生活排水路清掃事業	26
(4)	環境の状況	27
5	資料	43

(図表目次)

図	1	ごみ収集処理フロー8
図	2	燃やせるごみ処理量の推移10
図	3	燃やせないごみ処理量の推移11
図	4	埋立処分量の推移
図	5	燃やせるごみ、燃やせないごみ発生量の増減比率13
図	6	分別収集量の推移16
図	7	拠点回収量の推移17
図	8	月別拠点回収量17
図	9	助成金交付基数の推移18
図	1 0	申請件数・交付金額の推移19
図	1 1	総ごみ排出量の推移20
図	1 2	一人一日平均排出量の推移21
図	1 3	し尿収集量実績
図	1 4	BODの変化
図	1 5	PHの変化
図	1 6	S S の変化30
図	1 7	DOの変化31
図	1 8	窪地区の大気の状況34
図	1 9	騒音レベルの例
図	2 0	振動による影響

衣	1	こみ分別区分	9
表	2	ごみ処理対象人口の推移	9
表	3	燃やせるごみ処理量の推移	10
表	4	燃やせないごみ処理量の推移	11
表	5	埋立処分地の埋立状況	12
表	6	燃やせるごみ、燃やせないごみ発生量の推移	13
表	7	ごみ処理手数料	14
表	8	資源ごみ搬入状況	15
表	9	拠点回収実績	16
表	1 0	生ごみ堆肥化容器・電気式生ごみ処理機購入助成金交付実績	18
表	1 1	資源集団回収報奨金交付実績	19

表 12	総ごみ排出量の推移	20
表 13	一人一日平均排出量の推移	21
表 14	し尿収集量実績	22
表 15	し尿収集及び浄化槽汚泥処理手数料	23
表 16	海岸清掃の作業等状況	26
表 17	収集運搬費等の推移	26
表 18	生活環境の保全に関する環境基準	27
表 19	B O D の変化	28
表 20	PHの変化	29
表 21	S S の変化	30
表 22	DOの変化	31
表 23	総リン・総窒素の測定結果	32
表 24	窪地区の大気汚染常時観測局における環境基準適合状況	33
表 25	ATP法による汚染度経年変化及び月別ふっ素化合物量測定結果	35
表 26	ふっ素化合物のATP(ばく露)法による汚染の判定基準	35
表 27	環境騒音測定結果	37
表 28	騒音に係る環境基準	38
表 29	道路交通騒音測定結果	38
表 30	道路交通振動測定結果	40
表 31	道路交通振動の要請基準	40
表 32	事業場の敷地の境界線の地表における規制基準	41
表 33	騒音規制法に基づく特定施設届出状況	41
表 34	振動規制法に基づく特定施設届出状況	42
表 35	富山県公害防止条例に基づく届出状況	42
表 36	年度別公害苦情の種類及び件数	42

「利用上の注意」

単位未満の数字は、原則として四捨五入してあります。したがって、合計の数字と内訳の計が一致しない場合があります。

1事業概要

(1) 環境防犯課職員配置状況

令和3年4月1日現在

所属		本。庁		不然物加田	БП	114771
職名	計	リサイクル 推進担当	環境保全 担当	不然物処理 センター	クリーン センター	リサイクル プラザ
課 長	1					
所 長				(1)	(1)	(1)
主 幹						
課長補佐	1	1				
副主幹						
主査	1		1			
主任	1		1			
主 事	2	1	1			
派 遣	1					
会計年度任用職員	1	1				
計	8	3	3			

^{*}不燃物処理センター所長、クリーンセンター所長及びリサイクルプラザ所長は、課長兼務。

(2) 年度別決算の状況

単位:千円

					1 124 . 1 1 4
年度 事業名	Н29	Н30	R元	R 2	R 3
環境衛生事業	52, 750	54, 598	50, 676	52, 368	49, 090
環境保全対策事業	40, 565	348, 431	124, 492	145, 028	240, 700
清掃管理事業	35, 640	30, 132	31, 048	34, 065	24, 640
ごみ処理事業	169, 187	173, 128	203, 035	299, 830	288, 369
ごみ減量対策事業	54, 581	53, 353	71, 892	70, 059	69, 546
し尿処理事業	277, 862	99, 033	88, 612	89, 377	89, 350
公共土木施設災害復旧事業	_				33, 736
計	630, 585	758, 675	569, 755	690, 727	795, 431

^{*}派遣1名は、高岡地区広域圏事務組合へ派遣。

(3) 主要事業

① 環境衛生事業

事業名	決 第 第 (千円)	事業の概要等
氷見浴場組合育成 補助金	90	住民の衛生と健康を守るための公衆浴場に対する補助
犬の登録事業費	514	大の登録及び狂犬病予防注射を実施 ・予防接種実施場所(集合注射) 14ヶ所 ・注射件数(集合注射) 317件
墓地公園管理事業費	2, 965	東原墓地公園及び村上墓地の芝生管理、樹木の剪定、 雪吊り及び除草清掃
合葬施設整備事業費	2, 433	東原墓地公園に合葬施設を整備するための実施設計
斎場管理運営事業費	35, 526	斎場の管理運営委託829 件・死亡件数829 件・死産児3 件・分べん汚物等4 件・動物250 件
斎場営繕費	7, 574	斎場の火葬炉等の修繕

② 環境保全対策事業

事業名	決 第 第 (千円)	事業の概要等
環境美化推進事業費	10, 040	市民一斉清掃の実施 実施日 7月4日 実施地域 市内全域の海岸・河川・公園等 不法投棄の防止 海岸清掃の委託
生活排水路清掃事業費	2, 511	市民の協力により、生活排水路(住宅街の側溝等)の 清掃を実施
自然保護事業費	155	自然環境の保全と確保を図り、自然と共生したうるおいのある環境を創生するため、市民17名を自然保護員に委嘱し、その活動を支援
カラスが住みにくい まちづくり事業費	1, 272	市街地でのカラスの被害を防止するため、市民協働に よる追い払いや、路面等清掃を実施
二酸化炭素排出抑制 対策事業費	1, 375	平成30年度ESCO事業により改修した公共施設の 照明や空調設備の管理委託
エネルギー構造高度化 実証事業費	196, 826	市内未利用地に導入した太陽光発電設備の活用による自己託送実運用に向けた実証、薪ストーブの燃焼実験による冬季電力デマンド低減効果の実証、EMSや蓄電池等導入済の実証機器に電気自動車充放電器等を追加した総合的な電力需要調整及び市民へ再生可能エネルギーに関する普及啓発等を実施
地域エネルギー活性化 事業費	150	市民向けの住宅用エネルギーリソース導入に係る補助金
ゼロカーボン戦略策定 事業費	9, 639	市域内の温室効果ガス、再生可能エネルギーの導入等 に関する基礎調査業務委託
一般事務費等	18, 732	

③ 清掃管理事業

事業名	決 算 額 (千円)	事業の概要等
一般事務費等	24, 640	

④ ごみ処理事業

事業名	決 第 額 (千円)	事業の概要等
西部清掃センター 管理運営事業費	462	平成26年9月30日 西部清掃センター用途廃止 後の管理
不燃物処理センター 管理運営事業費	60, 367	不燃物処理センターの運転管理委託 ・ごみ処理量 2,837 t (収集) 520 t (持込) 893 t (焼却灰) 1,424 t
不燃物処理センター 営繕費	8, 644	最終処分場遮水工事等
リサイクルプラザ 管理運営事業費	41, 333	リサイクルプラザの運転管理委託・資源ごみ搬入量1,167 t(分別収集)939 t(拠点回収)217 t(持込・その他)11 t
リサイクルプラザ 営繕費	1, 914	ペットボトル・プラ圧縮機修繕等
ごみ収集事業費	90, 902	燃やせるごみ、燃やせないごみ、年2回収集する資源ごみの収集業務を委託
ごみ集積場設置 整備事業費	697	9ヶ所のごみ集積場の設置及び改造に要した経費の 助成
不燃物処理センター 整備事業費	75, 026	破砕機とその周辺機器の基幹的設備を改良するため の設計及び改修工事を実施
高岡広域エコクリーン センター関連事業費	9, 024	高岡広域エコ・クリーンセンターへの市民持込ごみ の受付業務 高岡広域エコ・クリーンセンターへの氷見市収集、 持込分 ・ごみ処理量 12,165 t (収集) 7,271 t (持込) 4,894 t

⑤ ごみ減量対策事業

事業名	決 第 第 (千円)	事業の概要等
ごみ減量化リサイクル 推進事業費	2, 542	 ごみ減量化・資源化等の推進委託 資源回収を行った各種団体に対し、報奨金を交付・資源回収量 691.6 t 古紙類 677.9 t 金属類 13.2 t 布 類 0.5 t ごみの減量化・資源化を推進するため、生ごみ堆肥化容器・電気式生ごみ処理機の購入者に対し、費用の一部を助成・助成対象 15 基生ごみ堆肥化容器 10 基電気式生ごみ処理機 5 基
分別収集事業費	67, 004	全品目を対象として、市内全域で分別収集を実施 拠点回収ボックスを設置し、ペットボトル、トレー 及び紙パックを回収

⑥ し尿処理事業

事業名	決 算 額 (千円)	事業の概要等
クリーンセンター 管理運営事業費	69, 373	クリーンセンターの運転管理委託 ・処理量 8,731 キロリットル (し 尿) 1,883 キロリットル (浄化槽汚泥)6,848 キロリットル
し尿収集事業費	19, 977	し尿収集運搬業務及びし尿収集手数料徴収事務の委 託

⑦ 公共土木施設災害復旧事業

事業名	決 算 額 (千円)	事業の概要等
現年都市災害復旧 事業費(補助)	33, 736	8月豪雨により被災した東原墓地公園駐車場、防護 柵及び排水路等の復旧工事

2 斎場・墓地事業

(1) 斎場利用状況

平成29年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3 月	合計
死亡件数	68	57	55	59	58	49	65	60	72	64	86	71	764
死産児件数	1	1	0	0	0	1	0	0	1	1	0	1	6
汚物件数	0	0	1	1	0	1	0	1	1	0	1	0	6
人体一部	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	4
小動物	10	13	10	15	21	18	15	24	35	26	22	16	225
霊安室利用	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
平成30年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3 月	合計
死亡件数	55	59	64	68	57	77	60	67	80	59	60	73	779
死産児件数	0	0	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	4
汚物件数	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	5
人体一部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小動物	10	15	14	22	16	17	19	22	20	22	18	23	218
霊安室利用	0	0	0	3	4	0	1	1	2	0	1	1	13
		1	1	1	1		1	1	1		1		
令和元年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3月	合計
死亡件数	63	56	58	58	53	65	51	55	83	73	55	63	733
死産児件数	0	0	0	0	2	0	1	1	1	0	0	1	6
汚物件数	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	3
人体一部	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
小動物	15	17	18	18	25	16	16	23	26	19	14	22	229
霊安室利用	2	2	0	3	1	0	0	2	4	2	1	1	18
						- 11	=					- 11	A -1
令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
死亡件数	59	62	46	50	52	52	52	68	71	74	72	66	724
死産児件数	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	3
汚物件数	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	1	4
人体一部	0	0	1	0	0	0	0	0	0 27	0	0	0	1
小動物 霊安室利用	20	19	14	17	19	23	23	17	27	21	15 0	13	228 16
壶 女至利用	1	0	2	2	2	U	2	1	۷	۷	0	۷	10
令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12月	1月	2月	3 月	合計
死亡件数	4 A 73	5 A 65	5D 50	66	о A 73	9 A 68	63	74	78	81	64	3 A 74	829
死産児件数	0	0.0	0	1	0	00	0.5	1	0	0	1	0	3
汚物件数	0	U	1	0	0	1	0	0	1	1	0	0	4
人体一部	1		1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	3
小動物	27	20	19	14	18	9	20	24	28	33	20	18	250
霊安室利用	0	1	13	1	3	0	0	3	4	0	3	3	19
亚久王们用	U	1	1	1	5	J	U		4	U	J	3	13

[施設の概要]

所在地	氷見市北八代字東原地内	敷地面積	9, 800 m ²		
竣工年月	平成 10 年 12 月	設計·監理	㈱宮本工業所		
建設費	1,270,000 千円				
建物構造	鉄筋コンクリート造一部2階建 屋根:カ	カラーステンレス			
延床面積	1,936.22 ㎡ 火葬棟(一階:984.09 ㎡、二階:137.30 ㎡(機械室)) 待合棟(一階:814.83 ㎡)				
主な施設	火葬棟(火葬炉 5 基、汚物炉 1 基、動物炉 1 基、告別室 2 室、収骨室 2 室) 待合棟(事務室、待合室(和室) 2 1 畳 4 室、待合ロビー				
管理運営	(全面業務委託) 平成18年度より指定管	管理者制度導入 (有サイエン		

(2) 墓地の状況

市営の墓地は、村上墓地454区画、東原墓地公園1,087区画あり、今後の需要動向を見極め、新たな整備計画を進めることとしている。

3 廃棄物処理対策事業

(1) ごみ処理事業

ごみを衛生的に処理し、快適な生活環境の保全を図るため、燃やせるごみ及び燃やせないごみは、 全て民間に委託して全市計画収集を行い、それぞれ持込みごみと合わせて高岡広域エコ・クリーン センター及び不燃物処理センターで適正に処理している。

また、ごみの減量化・資源化を推進するため、春と秋に民間の再生資源回収業者に委託して金属性粗大ごみ等の全市収集を行うとともに、容器包装リサイクル法に基づく分別収集を市内全域で実施し、リサイクルプラザにおいて中間処理を行っている。

図 1 ごみ収集処理フロー

令和3年4月1日現在

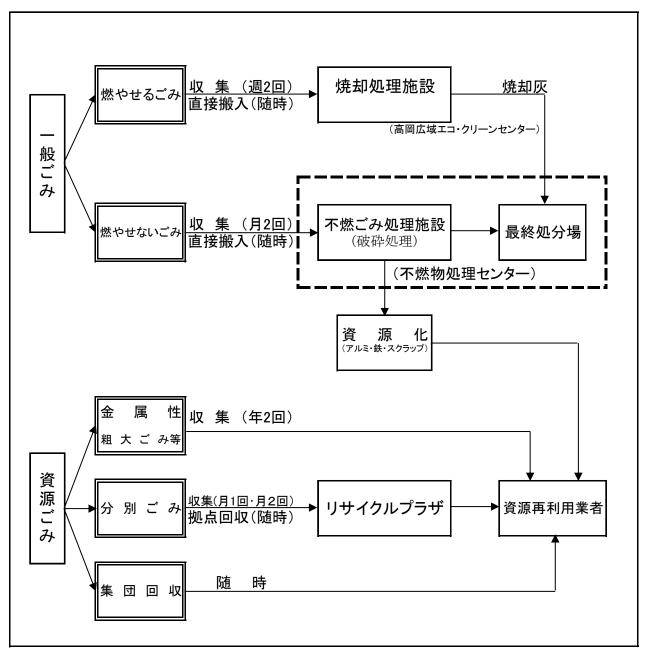


表 1 ごみ分別区分

	区分	ごみの種類 (例示)	収集容器等の指定	
	燃やせるごみ(週2回)	生ごみ、紙類、木製品、布繊維類、焼 却プラスチック類、皮革類	高岡地区広域圏事務組合(高岡市、氷見市、小 矢部市共通)の指定袋	
	燃やせないごみ(月2回)	缶類、びん類、スプレー缶類、金属類、ガラス類、陶磁器類、埋立プラスチック類、小型家電製品(炊飯器、掃除機、ポット等)、塩ビ製品、乾電池、乾燥剤	無色透明の袋	
市で	プラスチック製容器包装ごみ (月 2回)	レジ袋・袋類、カップ類、チューブ類、 ラップ類、プラスチック類、ボトル類、 チューブや洗剤のキャップ、ペットボ トルのフタ	緑色の袋	
収集するごみ	紙製容器包装ごみ(月1回)	衣類の紙箱、おもちゃの紙箱、ティッシュの箱、百貨店やお店の包装紙・紙袋、電化製品の紙袋、お菓子の紙箱・包装、たばこの銀紙・紙箱	不用になった紙袋に 入れるか、ひもでしば る。	
4	古紙(月1回)	段ボール、新聞紙、雑誌類	種類ごとにまとめてしばる。	
	缶・ガラスびん(月1回)	アルミ缶・スチール缶、びん (無色透明、茶色、青・緑色、黒色、一升びん、 ビールびん)	ごみ集積場の専用回 収容器	
	年2回収集資源ごみ(年2回)	リサイクルする小型家電製品類、金属 原料としてリサイクルするもの、水銀 ごみ	地区の集積場	
	拠点回収 (随時)	ペットボトル、トレー、紙パック	拠点回収箱	
市	可燃性粗大ごみ	たんす、食器棚、本棚、机、いす、角 材、たたみ、戸板、ジュウタン等	*高岡広域エコ・クリー	
で収集	埋立ごみ	瓦、ブロック、石膏ボード、コンクリー トくず等	*市の一般廃棄物収集 運搬許可業者に依頼す	
しないご	一時多量ごみ	引越しや大掃除などの際、一時的に多 量に出るごみ		
ごみ	事業系ごみ	工場、商店、飲食店、民宿、旅館、医院などの事業活動により生ずるごみ		

(2) ごみ処理対象人口

表 2 ごみ処理対象人口の推移

各年度3月31日現在

年度	行政区域人口	収集区域人口	比率	世帯数
H 2 9	48, 163	48, 163	100	17, 636
H 3 0	47, 197	47, 197	100	17, 555
R元	46, 420	46, 420	100	17, 538
R 2	45, 579	45, 579	100	17, 536
R 3	44, 614	44, 614	100	17, 422

※住民基本台帳登録数及び外国人登録数

(3) ごみ処理量実績

燃やせるごみは、平成 26 年度から高岡広域エコ・クリーンセンターで焼却処理しており、平成 27 年度は刈り草などの受入範囲が拡大されたことによる持込みの増加に伴い、処理量の増加が見られたが、平成 28 年度以降の処理量は減少傾向にあり、前年度と比較して処理量は減少となった。

燃やせないごみについては、前年度と比較して収集は減少したが、持込みが増加したことにより処理量が増加となった。増加した要因としては、コロナ禍の影響により、外出を控え、家庭での模様替えや掃除回数が多くなったことに伴い、一時多量ごみが増加したことなどが考えられる。

表 3 燃やせるごみ処理量の推移

単位: t

						平世, 1
	区分		里量	合 計	稼動日数	1日当たり 平均処理量
年度		収集	持込み			1 13/01五里
Н	2 9	7, 556	4, 932	12, 488	359	34.8
	3 0	7, 368	4, 975	12, 343	357	34. 6
F	R元	7, 407	4,853	12, 260	358	34. 2
F	R 2	7, 484	4, 360	11, 844	357	33. 2
	4月	615	390	1,005	30	33. 5
	5月	665	363	1, 028	31	33. 2
	6月	652	401	1, 053	30	35. 1
R	7月	658	397	1, 055	31	34.0
	8月	669	387	1, 056	31	34. 1
3	9月	622	359	981	30	32. 7
	10月	603	358	961	31	31.0
年	11月	617	386	1,003	22	45. 6
	12月	618	385	1,003	31	32. 4
度	1月	532	295	827	31	26. 7
	2月	448	250	698	24	29. 1
	3月	572	351	923	31	29.8
	計	7, 271	4, 322	11, 593	353	32.8
	月平均	606	360	966	29	_

図 2 燃やせるごみ処理量の推移

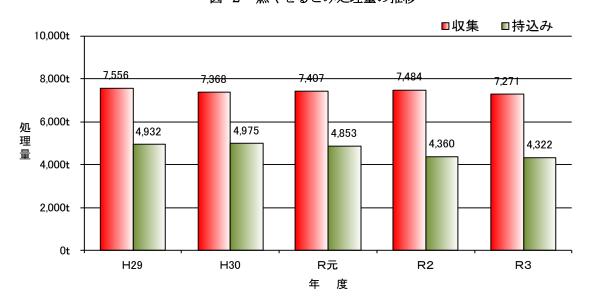


表 4 燃やせないごみ処理量の推移

単位; t

						半位, し	
	区分		処 理 量		稼動日数	1日当たり	
年度		収集	持込み	計	19/39/11 9/	平均処理量	
F	H29	504	635	1, 139	245	4. 7	
H	130	537	673	1, 210	251	4.8	
F	R元	529	678	1, 207	258	4. 7	
F	R 2	541	707	1, 248	257	4. 9	
	4月	54	73	127	21	6.0	
	5月	51	104	155	21	7. 4	
	6月	44	105	150	22	6.8	
R	7月	37	44	81	23	3. 5	
	8月	38	53	91	22	4. 1	
3	9月	47	131	178	22	8. 1	
	10月	45	55	100	21	4.8	
年	11月	39	54	93	22	4. 2	
	12月	43	54	97	20	4. 9	
度	1月	29	32	62	20	3. 1	
	2月	25	30	55	20	2.8	
	3月	37	68	104	23	4. 5	
	計	489	803	1, 292	257	5. 0	
	月平均	41	67	108	21	_	

図 3 燃やせないごみ処理量の推移

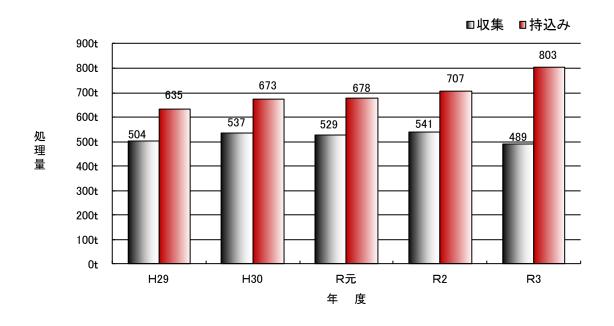


表 5 埋立処分地の埋立状況

単位; t

年度	種別	直接投入	破砕処理	焼却灰*	計
	[29	313	458	1, 440	2, 211
Н	[30	307	513	1, 458	2, 278
R	元	275	548	1, 417	2, 240
R	. 2	384	560	1,440	2, 384
	4月	35	71	103	209
	5月	72	57	121	250
R	6月	86	51	129	266
	7月	17	38	144	199
	8月	22	42	133	197
3	9月	108	51	114	273
	10月	23	49	145	217
	11月	42	41	114	197
年	12月	27	43	122	192
	1月	16	26	111	153
	2月	19	23	78	120
度	3月	48	35	110	193
	計	515	527	1, 424	2, 466
	月平均	43	44	119	206

^{*}高岡広域エコ・クリーンセンターからの搬入

図 4 埋立処分量の推移

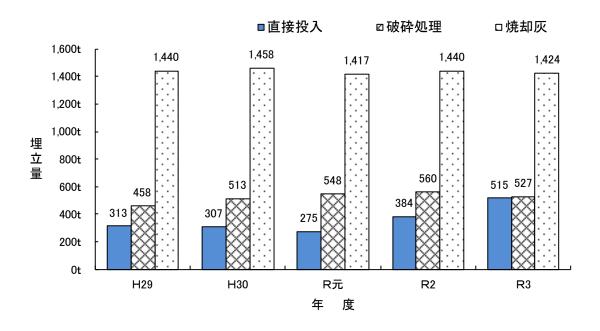
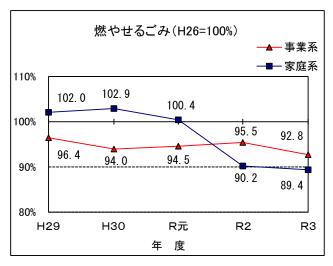


表 6 燃やせるごみ、燃やせないごみ発生量の推移

単位;t

			ごみ	搬力	、 処	理 量	
年度	区分	燃やせるご み	対前年比(%)	燃やせない ごみ	対前年比(%)	計	対前年比(%)
	収 集	7, 556	△1.4	504	$\triangle 4.2$	8, 060	$\triangle 1.6$
H 2 9	持 込	4, 932	$\triangle 2.3$	635	4. 3	5, 567	$\triangle 1.6$
	計	12, 488	△1.8	1, 139	0.4	13, 627	$\triangle 1.6$
	収 集	7, 368	$\triangle 2.5$	537	6. 5	7, 905	△1.9
H 3 0	持 込	4, 975	0.9	673	6.0	5, 648	1.5
	計	12, 343	$\triangle 1.2$	1, 210	6.2	13, 553	△0.5
	収 集	7, 407	0.5	529	$\triangle 1.5$	7, 936	0.4
R元	持 込	4, 853	$\triangle 2.5$	678	0.7	5, 531	$\triangle 2.1$
	計	12, 260	△0.7	1, 207	$\triangle 0.2$	13, 467	△0.6
	収 集	7, 484	1.0	541	2.3	8, 025	1. 1
R 2	持 込	4, 360	△10. 2	707	4. 3	5, 067	△8.4
	計	11, 844	△3. 4	1, 248	3.4	13, 092	$\triangle 2.8$
	収 集	7, 271	△2.8	489	△9.6	7, 760	$\triangle 3.3$
R 3	持 込	4, 322	△0.9	803	13.6	5, 125	1. 1
	計	11, 593	$\triangle 2.1$	1, 292	3.5	12, 885	△1.6

図 5 燃やせるごみ、燃やせないごみ発生量の増減比率 (基準年度:平成26年度)



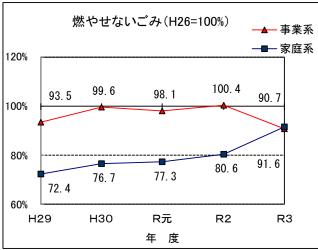


表 7 ごみ処理手数料

単位:千円

年度	燃やせるごみ	燃やせないごみ	合 計
H 2 9	48, 348	4, 043	52, 391
H 3 0	48, 329	4, 765	53, 094
R元	47, 283	4, 958	52, 241
R 2	42, 285	5, 116	47, 401
R 3	41, 980	5, 648	47, 628

(4) 分別収集の状況

リサイクルプラザへ搬入した分別収集による資源ごみ量及び拠点回収量は、令和2年度はコロナ禍の 影響により、外出を控え、テイクアウトや宅配便の利用が増加したことに伴い一時的に増加したが、例 年は減少傾向にあり前年度と比較して処理量は減少となった。

表 8 資源ごみ搬入状況

単位: kg

年度	種別	スチール缶	アルミ缶	びん類	プラスチック 製容器包装	紙 製 容器包装	段ボール
Н	2 9	22, 460	25, 800	234, 380	319, 950	81, 510	73, 030
Н	3 0	22, 080	25, 810	228, 990	325, 200	80, 230	73, 170
F	元	19, 350	25, 490	216, 840	324, 400	75, 300	71, 550
F	2 2	18, 900	26, 480	203, 410	337, 100	70, 240	83, 400
	4月	1,620	1, 920	17, 420	29, 820	6,630	7, 170
	5月	1, 590	2, 170	16, 930	28, 990	6, 210	7, 400
	6月	1, 540	1, 700	16, 950	27, 720	5, 620	5, 110
R	7月	1, 480	1,890	16, 620	28, 530	5, 910	4, 400
	8月	1,620	2, 510	17, 850	30, 310	6, 300	6,080
3	9月	1,720	2, 360	18, 310	29,870	6, 380	7,650
	10月	1, 470	1, 950	16, 450	27, 140	5, 520	6, 140
年	11月	1, 280	1,670	14, 310	25, 990	5, 210	5, 540
	12月	1, 360	1, 790	15, 410	29, 140	6,620	6, 920
度	1月	1, 210	1, 910	14, 980	29, 910	6, 990	6, 500
	2月	1, 220	1,640	13, 480	25, 700	5, 610	5, 540
	3月	1, 360	1,810	15, 950	27, 020	5, 990	7, 530
	合計	17, 470	23, 320	194, 660	340, 140	72, 990	75, 980
	月平均	1, 456	1, 943	16, 222	28, 345	6, 083	6, 332

年度	種別	新聞	雑誌類	収集計	持込み	合計
	2 9	183, 450	48, 320	988, 900	27, 720	1, 016, 620
Н	3 0	182, 670	47, 180	985, 330	31, 220	1, 016, 550
F	元	179, 840	45, 750	958, 520	39,000	997, 520
F	2	183, 690	52, 580	975, 800	25, 530	1,001,330
	4月	17, 220	4, 920	86, 720	3,070	89, 790
	5月	14, 820	4, 120	82, 230	1, 780	84, 010
	6月	10, 300	3, 260	72, 200	1, 220	73, 420
R	7月	9, 590	2,050	70, 470	1, 700	72, 170
	8月	11, 170	2, 740	78, 580	1, 470	80,050
3	9月	15, 760	3, 970	86, 020	1, 130	87, 150
	10月	13, 910	3, 560	76, 140	1, 760	77, 900
年	11月	12, 520	3, 260	69, 780	1, 420	71, 200
	12月	16, 690	3, 710	81, 640	2,910	84, 550
度	1月	13, 030	2, 730	77, 260	1,500	78, 760
	2月	13, 100	2, 730	69, 020	1, 780	70,800
	3月	18, 540	4, 420	82, 620	2, 240	84, 860
	合計	166, 650	41, 470	932, 680	21, 980	954, 660
	月平均	13, 888	3, 456	77, 723	1,832	79, 555

図 6 分別収集量の推移

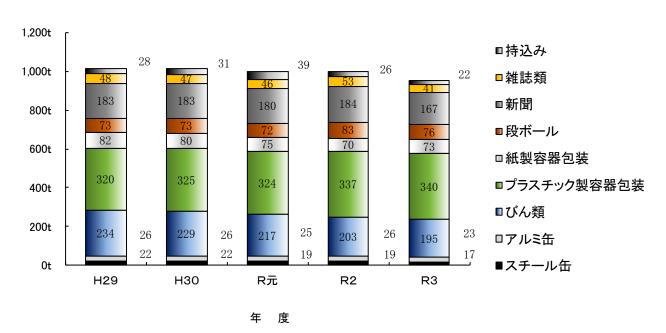


表 9 拠点回収実績

単位: kg

	種別				
年度		ペットボトル	トレー	紙パック	小計
F	H 2 9	137, 280	37, 150	23, 200	197, 630
F	0 E F	142, 070	35, 280	22, 400	199, 750
	R元	143, 480	34, 240	22, 130	199, 850
	R 2	149, 580	37, 220	23, 360	210, 160
	4月	11, 320	3, 040	1, 680	16, 040
	5月	13, 240	3, 290	1,840	18, 370
	6月	13, 180	2,910	1, 180	17, 270
R	7月	16, 080	3,000	2,030	21, 110
	8月	18, 330	3, 150	2, 260	23, 740
3	9月	14, 940	2, 920	1, 970	19, 830
	10月	13, 310	2,910	1,850	18, 070
年	11月	11, 280	2,910	1, 720	15, 910
	12月	11,610	3, 440	1, 940	16, 990
度	1月	10, 530	3, 190	1, 720	15, 440
	2月	9,020	2,840	1, 620	13, 480
	3月	10, 960	3,060	1, 740	15, 760
	合計	153, 800	36, 660	21, 550	212, 010
	月平均	12, 817	3, 055	1, 796	17, 668

市内のスーパー、コンビニエンスストア、JA氷見市等の協力により、拠点回収箱を設置している。

図 7 拠点回収量の推移

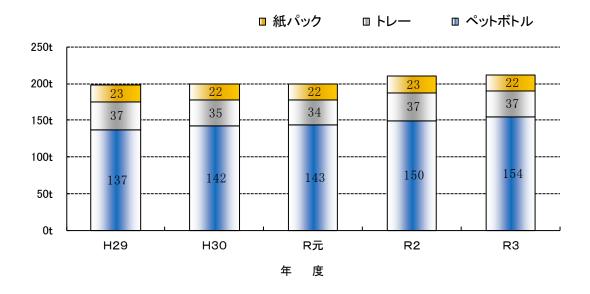
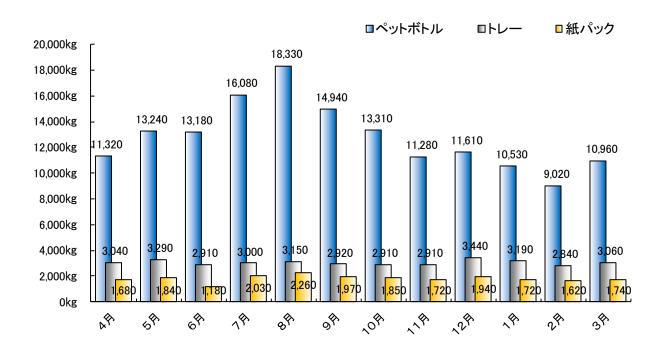


図 8 令和3年度 月別拠点回収量



(5) ごみ減量対策事業

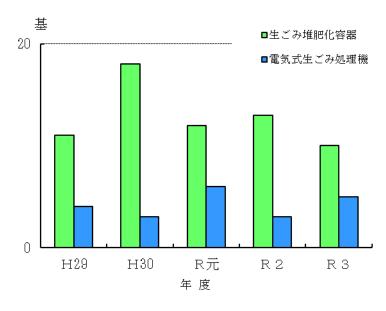
① 生ごみ堆肥化容器・電気式生ごみ処理機購入助成制度

家庭から発生するごみの減量化を推進するため、生ごみ堆肥化容器・電気式生ごみ処理機購入の 助成を行い、その普及に努めた。

表 10 生ごみ堆肥化容器・電気式生ごみ処理機購入助成金交付実績

年度	種別	助成 基数	交付金額(円)
	生ごみ堆肥化容器	11	48,800
H29	電気式生ごみ処理機	4	98,700
	計	15	147,500
	生ごみ堆肥化容器	18	84,500
H30	電気式生ごみ処理機	3	75,000
	計	21	159,500
	生ごみ堆肥化容器	12	55,400
R元	電気式生ごみ処理機	6	150,000
	計	18	205,400
	生ごみ堆肥化容器	13	46,700
R2	電気式生ごみ処理機	3	61,300
	計	16	108,000
	生ごみ堆肥化容器	10	46,200
R3	電気式生ごみ処理機	5	121,000
	計	15	167,200

図 9 助成金交付基数の推移



〇生ごみ堆肥化容器・・・・1 基につき購入価格の 2 分の 1 相当額又は 5,000 円 のいずれか低い額

〇電気式生ごみ処理機・・・1 基につき購入価格の 2 分の 1 相当額又は $\underline{25,000}$ 円のいずれか低い額

② 資源集団回収報奨金制度の利用促進

資源ごみの集団回収を行った団体に報奨金を交付して、資源リサイクルの推進に努めた。

表 11 資源集団回収報奨金交付実績

年	交付金額(円)	交付金額(円) 申請件数		回収品目別重量(kg)				
年度	文的金額(白)	中胡什剱	古紙類	金属類	布 類	計		
H29	3, 157, 364	174	1, 038, 635	13, 300	520	1, 052, 455		
H30	2, 985, 783	160	981, 160	13, 592	510	995, 262		
R元	2, 757, 346	149	906, 300	12, 395	420	919, 115		
R 2	2, 132, 057	133	698, 520	11, 616	550	710, 686		
R 3	2, 074, 541	131	677, 870	13, 214	430	691, 514		

注)報奨金は、1kgあたり一律3円

図 10 申請件数・交付金額の推移

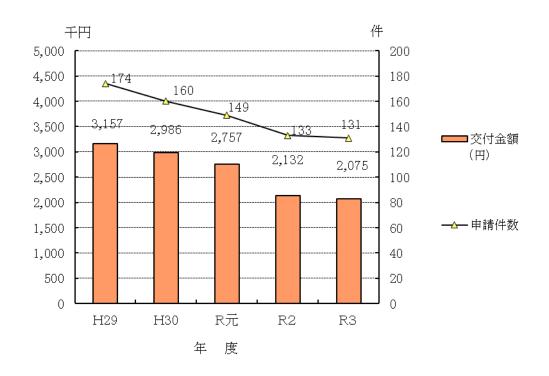


表 12 総ごみ排出量の推移

単位: t

	年 度	H29	H30	R元	R2	R3
収集	ごみ量(家庭系)	9,395	9,242	9,246	9,365	9,074
炒	然やせるごみ	7,556	7,368	7,407	7,484	7,271
資	資源ごみ	1,185	1,184	1,158	1,185	1,145
	スチール缶	22	22	19	19	17
	アルミ缶	26	26	26	26	23
	ガラスびん	234	229	217	203	195
	プラスチック製容器包装	320	325	324	337	340
	紙製容器包装	82	80	75	70	73
	ペットボトル	137	142	143	150	154
	食品トレー	37	35	34	37	37
	紙パック	23	22	22	23	22
	段ボール	73	73	72	83	76
	新聞紙	183	183	180	184	167
	雑誌類	48	47	46	53	41
	然やせないごみ	504	537	529	541	489
金	全属性粗大ごみ	150	153	152	155	169
	回収量	1,052	995	919	711	692
直接	搬入ごみ(事業系)	5,583	5,679	5,570	5,093	5,147
炒	然やせるごみ	4,932	4,975	4,853	4,360	4,322
炒	然やせないごみ	635	673	678	707	803
資	資源ごみ	16	31	39	26	22
総ご	み排出量	16,030	15,916	15,735	15,169	14,913
家	を庭系ごみ量(集団回収量含む)	10,447	10,237	10,165	10,076	9,766
事	手業系ごみ量	5,583	5,679	5,570	5,093	5,147

図 11 総ごみ排出量の推移

□家庭系ごみ量(集団回収量含む)

□事業系ごみ量

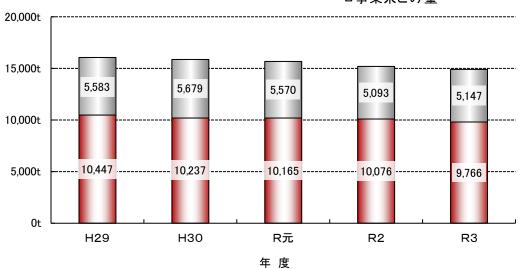
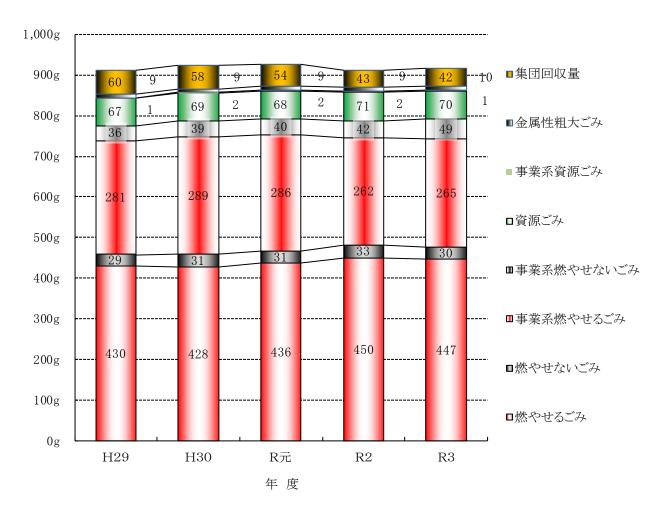


表 13 一人一日平均排出量の推移

単位:g

年度 種別	H 2 9	Н30	R元	R 2	R 3
燃やせるごみ	430	428	436	450	447
燃やせないごみ	29	31	31	33	30
事業系燃やせるごみ	281	289	286	262	265
事業系燃やせないごみ	36	39	40	42	49
資源ごみ	67	69	68	71	70
事業系資源ごみ	1	2	2	2	1
金属性粗大ごみ	9	9	9	9	10
集団回収量	60	58	54	43	42
合 計	912	924	926	912	916

図 12 一人一日平均排出量の推移



(6) し尿処理事業

し尿を衛生的に処理して快適な生活環境の保全を図るため、民間業者に委託し、し尿の計画収集 に努め、収集業務の効率化を図るとともにクリーンセンターで衛生的に処理した。

表 14 し尿収集量実績

単位;キロリットル

			1 124 9 11 // 1/1
年度 区分	し尿	浄化槽汚泥	計
H29	2, 525	6, 798	9, 323
H30	2, 265	6, 519	8, 784
R元	2, 074	6, 554	8, 628
R 2	1, 985	6, 652	8, 637
R 3	1, 918	6, 830	8, 748

図 13 し尿収集量実績

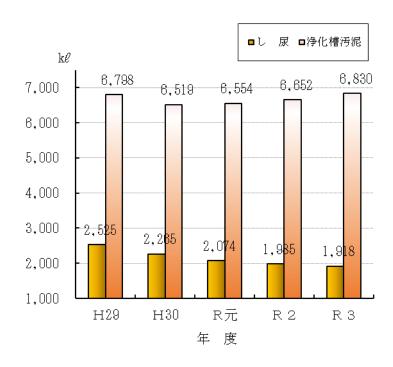


表 15 し尿収集及び浄化槽汚泥処理手数料

単位;千円

				半 位,1 口
度	区分年	し尿	浄化槽汚泥	計
Н	29	16, 123	2, 264	18, 387
Н	30	14, 458	2, 171	16, 629
R	元	13, 245	2, 183	15, 428
R	2	13, 245	2, 183	15, 428
	4月	1, 227, 400	206, 270	1, 433, 670
	5月	861, 310	172, 630	1, 033, 940
R	6月	1, 136, 530	200, 770	1, 337, 300
	7月	968, 730	195, 950	1, 164, 680
3	8月	1, 109, 610	173, 180	1, 282, 790
	9月	996, 380	208, 820	1, 205, 200
年	10月	941, 260	211, 080	1, 152, 340
	11月	1,061,210	196, 130	1, 257, 340
度	12月	1, 419, 300	227, 670	1, 646, 970
	1月	645, 860	149, 650	795, 510
(円)	2月	870, 630	134, 480	1, 005, 110
	3月	1, 064, 150	206, 280	1, 270, 430
	計	12, 302, 370	2, 282, 910	14, 585, 280
	月平 均	1, 025, 198	190, 243	1, 215, 440

(7) 施設及び機材等

① 施設の概要

施設名事項名	クリーンセンター	不燃物処理センター	リサイクルプラザ
所在地	氷見市 惣領 2545 番地	氷見市 床鍋 28 番地	氷見市 新保 25 番地1
敷地面積 (m²)	6, 929. 47	28, 091. 91 (借地)	8, 760
竣工年月	平成元年3月	昭和57年9月	平成12月3月
設計者	荏原インフィルコ(株)	中日本建設コンサルタント	㈱中部設計
施工者	荏原インフィルコ㈱	・久保田鉄工(株):前処理 及び浸出液処理 ・佐藤工業(株):埋立処分 地	新明和工業㈱
建設費	904, 600千円	737, 798千円	591, 791千円
方式	直接脱水型脱窒素処理	_	中間処理 (選別・圧縮・貯留・ストック ヤード保管)
能力	30キロリットル/日	20トン/5h(破砕処理) 240m³/日(浸出液処理)	15.95トン/日 (5時間稼動)
主要設備	•一次処理設備 •二次処理設備 •汚泥助燃剤化設備	・前処理設備(破砕機、磁選機、アルミ選別機) ・遮水設備(鉄筋コンクリートよう壁、不透水性ゴムシート) ・浸出液処理設備(接触酸化、硝化、脱窒、凝集沈澱、急速ろ過、活性炭吸着)	・資源ごみ処理施設第1・2棟 ・成型品貯留施設
埋立地面積	_	13, 200 m²	_
埋立容量	_	170, 000 m ³	_
運転管理	(全面業務委託) 水 ingAM(株)	(全面業務委託) クボタ環境サービス㈱	(全面業務委託) (株能田アルミ

4 環境保全対策事業

(1) 自然保護事業

市内の海・川・山・ため池・湿地等に生息する、貴重又は絶滅の恐れのある野生動植物の状況を把握するとともに、自然とのふれあい活動を促進するため、市民17名を自然保護員に委嘱し、その活動を支援した。

「自然保護員の主な活動」

実施日	場所	研修会等の内容
令和3年4月29日	氷見市役所 大境九殿浜	総会・委嘱書交付式 第1回研修会(関自然保護員)(参加者12名)春の 植物の観察
令和3年7月11日	虻が島	第2回研修会(関自然保護員、清水自然保護員)(参加者11名) 虻ヶ島の自然観察と清掃活動
令和3年7月31日	乱橋池	第3回研修会(栗山講師、垣地 _康 講師)(参加者9名) トンボの観察及び採集
令和3年9月19日	岩瀬地内	第4回研修会(古田自然保護員、倉田自然保護員)(参加者8名)ヤマジノホトトギス他秋の植物の観察
令和3年10月2日	万尾川	第5回研修会(西尾学芸員、川上自然保護員)(参加者8名)イタセンパラ等の淡水魚類観察
令和3年10月31日	大窪道及び石動山	第6回研修会(関自然保護員)(参加者6名)平地区の石動山遺跡物と高坂山の探索
令和4年2月11日	十二町潟	第7回研修会(古田自然保護員)(参加者10名)十 二町潟周辺の野鳥観察
令和4年3月13日	海浜植物園	第8回研修会(参加者11名) 活動報告会

(2) 環境美化推進事業

① 不法投棄の防止

啓発用看板の設置や警察への通報による投棄者の捜査、放置物の撤去等のほか、環境防犯課職員によるパトロールなどを行うことにより不法投棄防止に努めた。

② 海岸清掃

市内の海岸線を主に機械力(ビーチクリーナ)による清掃委託を行った。

表 16 海岸清掃の作業等状況

実施期間(R3.4~R4.3)

笛 所	作業量		
直 別	L; m	A; m²	
島尾浜	2, 550	103, 500	
南大町浜	100	2,000	
合 計	2,650	105, 500	

③ 市民一斉清掃

8月1日に松田江浜から氷見市海浜植物園までの海岸で氷見クリーン大作戦を実施した。

また、7月の第1日曜日は、氷見市一斉清掃日として広く市民に定着し、市民が早朝から市内全域の海岸、河川、公園等の清掃、草刈作業をボランティアで実施した。

[回収物]燃やせるごみ5,000kg燃やせないごみ13,780kg

(3) 生活排水路清掃事業

市民の協力を得て、市街地の生活排水路清掃を行った。

表 17 収集運搬費等の推移

年度	収集運搬費 (千円)	汚泥量(t)
H 2 9	1, 311	64
H 3 0	1, 508	70
R元	1, 807	42
R 2	2, 255	58
R 3	2, 395	58

(4) 環境の状況

① 水質汚濁

河川等の水質汚濁の人為的な原因は、工場・事業所からの工場系、日常生活に伴うし尿・生活雑排水等の生活系、及び牛・豚の飼育に伴う畜産系に分けられる。

県内の河川についての水質の推移を見ると、工場系のものについては昭和 46 年度から 50 年度にかけての県の環境基準の類型指定や水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準の設定などで大幅に改善されている。また、生活排水の影響が見られた都市河川についても、徐々に改善されている。

本市においては、排水規制を受ける工場数は少なく、水産加工場などの排水規制の対象外の 事業所はあるものの、概ね環境基準のA類型に相当する清浄な水質を維持している。。

表 18 生活環境の保全に関する環境基準

河川 (湖沼を除く。)

項目				基準値			
類型	利用目的 の適応性	水素イオン 濃度 (ph)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	該当 水域
AA	水 道 1 級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6. 5以上 8. 5以下	1 mg/L 以下	2 5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下	
A	水 道 2 級 水 産 1 級 水 浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	2 5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下	
В	水 道 3 級 水 産 2 級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6. 5以上 8. 5以下	3 mg/L 以下	2 5 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下	水型 指 な
С	水 産 3 級 工業用水1級及 びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	5 0 mg/L 以下	5 mg/L 以上	_	
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	_	
Е	工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2 mg/L 以上	_	

表 19 BODの変化

BOD:生物化学的酸素要求量

水中の有機物が微生物によって一定時間内に酸化分解されるときに消費される酸素量。水が汚れていれば有機物が多く、酸素消費量が多くなる。環境基準では、河川の汚濁指標として用いられている。

単位:mg/L

-	水域	阿尾川	余川川	上庄川	仏生寺川		
河川名		阿尾川	余川川	上庄川	湊川	仏生寺川	
測定地点		阿尾橋	間島橋	北の橋	中の橋	八幡橋	
類型		А	А	В	С	С	
H 2 9		2.0	1.4	1.4	3. 1	1.8	
Н30		1.2	1.2	1.0	2. 2	2. 0	
R元		1.0	1.3	1.2	1. 9	1.8	
	R 2	1.4	1.2	1.2	2.6	2. 1	
	4月	1.4	0.9	1.0	2. 2	1. 6	
	5月	1.5	1. 7	1.3	2. 9	2. 7	
R	6月	1.5	1. 7	1.8	2.6	2.8	
	7月	1.5	1.5	2.0	2. 2	2. 2	
3	8月	1.9	1.6	2.0	2.6	2. 3	
	9月	1.9	1.5	1.6	2. 4	2. 2	
年	10月	1. 7	2.4	2. 1	1. 7	2. 7	
	11月	0. 7	0.5	<0.5	1. 1	0. 7	
度	12月	2. 2	2.0	2. 2	2. 5	1.6	
	1月	1.5	1.2	0.6	2. 4	2. 1	
	2月	1.0	1.0	1.0	2. 3	0.6	
	3月	1.3	0.8	1.0	2.0	1. 9	
最高値		2. 2	2.4	2.2	2. 9	2.8	
最低値		0.7	0.5	<0.5	1. 1	0.6	
75%水質値		1.7	1.7	2. 0 2. 5		2. 3	

注) 年度別 BOD の測定値は、75%水質値である。 (75%水質値は、小さいものから 9 番目の値である。)

図 14 BODの変化

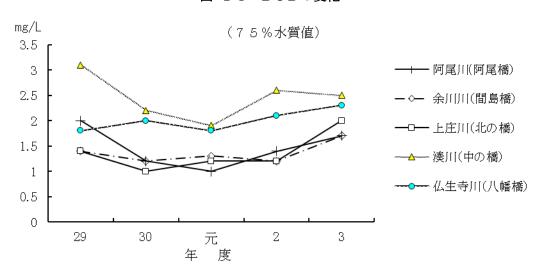


表 20 pHの変化

pH: 水素イオン濃度0~14までの数値で示す。中性が7で、7より小さければ酸性であり、数値が小さいほど酸性が強い。また、7より大きければアルカリ性であり、数値が大きいほどアルカリ性が強い。

	水域	阿尾川	余川川	上庄川	仏生	三寺川	
河川名		阿尾川	余川川	上庄川	湊川	仏生寺川	
涯	則定地点	阿尾橋	間島橋	北の橋	中の橋	八幡橋	
	類 型	A	A	В	С	С	
	H 2 9	7. 3	7. 5	7. 3	7. 4	7. 3	
	H 3 0	7. 3	7. 3	7. 2	7. 4	7. 3	
	R元	7. 4	7. 5	7. 5	7. 7	7. 5	
	R 2	7.4	7. 5	7. 4	7. 6	7. 5	
	4月	7. 2	7.4	7. 4	7. 4	7. 4	
	5月	7. 2	7.4	7. 3	7. 7	7. 5	
R	6月	7. 3	7. 6	7. 5	7. 6	7. 3	
	7月	7. 7	7. 7	7. 9	7. 4	7. 6	
3	8月	7. 2	7. 4	7. 4	7. 5	7. 6	
	9月	7. 5	7. 6	7. 5	7. 7	7. 5	
年	10月	7. 4	7. 2	7. 4	7. 6	7. 4	
	11月	8.0	7. 6	7. 5	7.8	7. 5	
度	12月	7. 2	7. 3	7. 3	7. 5	7. 5	
	1月	7. 1	7. 4	7. 2	7. 5	7. 5	
	2月	6.6	7. 0	6. 9	7. 3	7. 3	
3月		7. 1	7. 2	7. 3	7. 4	7. 7	
最高値		8.0	7. 7	7. 9	7.8	7. 7	
最低値		6.6	7. 0	6. 9	7. 3	7. 3	
平均值		7.3	7. 4	7. 4	7. 5	7. 5	

注) 年度別 р Нの測定値は、年平均値である。

図 15 pHの変化

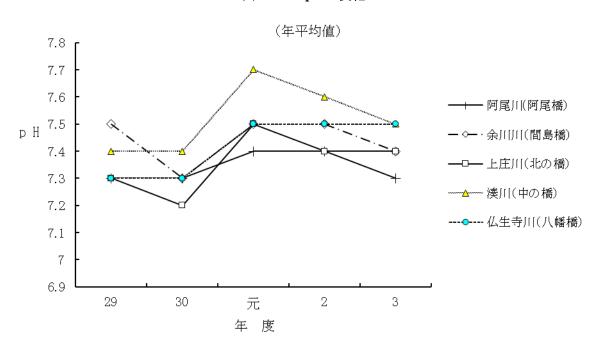


表 21 SSの変化

SS:浮遊物質土の粒子や有機物など水に溶けない物質のこと。水の濁りの原因となる。

単位:mg/L

水域	阿尾川	阿尾川 余川川 _		仏生	寺川			
河川名	阿尾川	余川川	上庄川	湊川	仏生寺川			
定地点	阿尾橋	間島橋	北の橋	中の橋	八幡橋			
類 型	A	A	В	С	С			
H 2 9	12. 3	12. 5	11.4	12.0	9.9			
H 3 0	16.7	10.6	8.3	13.5	10.7			
R元	12.7	14. 0	9.8	9. 1	7. 5			
R 2	15.8	15. 4	21.3	14. 1	18. 1			
4月	3. 0	5. 0	12. 0	8. 0	11.0			
5月	20.0	20.0	21. 0	20.0	16.0			
6月	17. 0	9. 0	9. 0	10.0	5. 0			
7月	5. 0	12.0	5. 0	8. 0	7. 0			
8月	7. 0	7.0	10.0	9. 0	9.0			
9月	6.0	4.0	5. 0	8. 0	7. 0			
10月	5. 0	5.0	4. 0	8. 0	5. 0			
11月	34.0	5.0	4.0	8. 0	5. 0			
12月	22.0	61.0	20.0	25.0	27.0			
1月	3. 0	2.0	2.0	5. 0	2.0			
2月	3. 0	2.0	3.0	9. 0	3. 0			
3月	7. 0	4.0	6.0	9. 0	6.0			
最高値	34.0	61.0	21.0	25.0	27. 0			
最低値	低値 3.0		2.0	5. 0	2.0			
平均値	11.0	11.3	8. 4	10.6	8.6			
	河川名 河川名 河川名 類 田 2 9 田 3 0 R 2 4 月 5 月 6 月 7 月 8 月 1 0 月 1 1 月 1 2 月 1 2 月 1 1 月 2 月 3 月 最低値	河川名 阿尾川 阿尾川 阿尾崎 類型 A H 2 9 12.3 H 3 0 16.7 R元 12.7 R 2 15.8 4月 3.0 5月 20.0 6月 17.0 7月 5.0 8月 7.0 9月 6.0 1 0月 5.0 1 1月 34.0 1 2月 22.0 1月 3.0 2月 3.0 3月 7.0 最高値 34.0 最低値 3.0	阿尾川 余川川 一月 一月 一月 一月 一月 一月 一月	河川名	阿川名			

注) 年度別SSの測定値は、年平均値である。

図 16 SSの変化

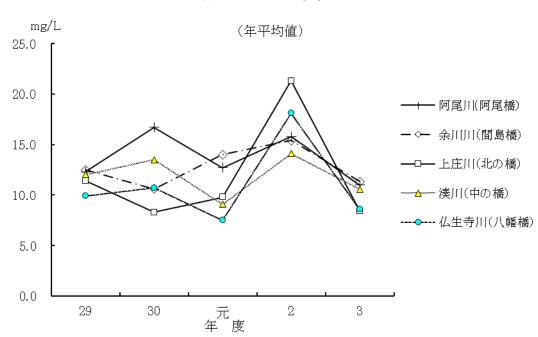


表 22 DOの変化

DO:溶存酸素量水に溶け込んでいる酸素の量。

単位:mg/L

平型· mg/									
7.	水 域	阿尾川	余川川	上庄川	仏生	寺川			
河川名		阿尾川	余川川	上庄川	湊川	仏生寺川			
測定地点		阿尾橋	間島橋	北の橋	中の橋	八幡橋			
類 型		A	A	В	С	С			
I	H 2 9	10. 4	9. 7	9. 6	8.4	8.8			
I	H 3 0	10. 1	9. 5	9. 1	7.4	8.2			
	R元	9. 7	9.3	9. 1	7. 9	7.8			
	R 2	9.8	9.6	9. 2	8.3	8.9			
	4月	11. 0	10.0	10.0	8.3	8.8			
	5月	9. 0	8.8	8. 6	7. 4	8.3			
R	6月	9. 0	8.6	7. 7	7. 0	7.0			
	7月	8. 0	7.4	7. 4	5. 7	6.6			
3	8月	8. 5	8.2	7. 5	6.0	6. 7			
	9月	8. 0	8.2	7. 9	6.4	6.2			
年	10月	7. 2	6. 4	8. 0	6. 5	7.0			
	11月	7. 6	7.6	9. 3	9. 1	8.3			
度	12月	10.0	10.0	11.0	9. 5	10.0			
	1月	12. 0	12.0	12.0	10.0	12.0			
	2月	12. 0	12.0	12. 0	11.0	11.0			
	3月	12. 0	12.0	12.0	10.0	12.0			
最高値		12. 0	12.0	12.0	11.0	12.0			
最低値		最低值 7.2		7. 4	5. 7	6.2			
平均值		平均值 9.5		9. 5	8. 1	8.7			

注) 年度別DOの測定値は、年平均値である。

図 17 DOの変化

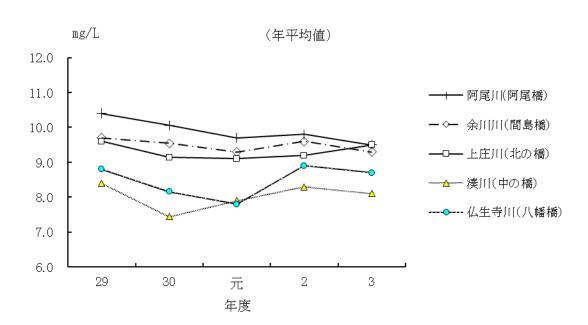


表 23 総リン・総窒素の測定結果

単位:mg/L

測定地点		占	年度項目	H29	H30	R元	R 2		R	3 年	度										
		\ <i>T</i> .						5月	8月	11月	2月	平均値									
R=1	阿尾杉	本	総リン	0.06	0.06	0.07	0.07	0.06	0.05	0.06	0.03	0.05									
bhl		橋	総窒素	0.72	0.65	0.80	0.63	0.58	0.53	0.47	0.46	0.51									
10日	間島	橋	総リン	0.05	0.04	0.05	0.07	0.07	0.04	0.04	0.02	0.04									
[F]			総窒素	0.65	0.55	0.75	0.88	0. 58	0. 53	0.36	0.42	0.47									
41-	北の橋	橋	柸	· 14	の 括	の 括	① 括	総リン	0.07	0.06	0.06	0.06	0.10	0.06	0.05	0.03	0.06				
16			総窒素	0.72	0.60	0.65	0.75	0.68	0.61	0.49	0.49	0. 57									
中	の格	橋	の橋	橋	枟	括	掭	、括	、坛	n – – – – – – – – – – – – – – – – – – –	呑	総リン	0. 15	0.16	0.13	0.14	0. 13	0.13	0.11	0.10	0. 12
十	V)				総窒素	1. 10	1.08	0.93	0.85	0.88	0.96	0.72	0.63	0.80							
//	八幡	橋	総リン	0. 25	0.25	0.24	0.19	0.36	0. 11	0. 19	0. 17	0. 21									
/(们间	総窒素	3.42	2.85	3.40	2. 15	6.40	1.70	3.00	1.70	3. 20									

注) 年度別測定値は、年平均値である。

② 大気汚染

大気の汚染は、工場、事業所などの固定発生源から排出される硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物と自動車等の移動発生源から排出される一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素等の大気汚染物質と二次汚染物質といわれる光化学オキシダント等が主な原因である。

表 24 窪地区の大気汚染常時観測局における環境基準適合状況

≪二酸化窒素≫

項		目	1日平均値の 98%値(ppm)				環境基準の					
基		準		0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそ 1以下であること				適(((X)		
年		度	H29	H29 H30 R元 R2 R3			H29	H30	R元	R 2	R 3	
測	定	値	0.010	0.008	08 0.007 0.007 0.006 \bigcirc				0	0	0	0

注1長期的評価による適(〇)とは、年間における1日平均値のうち、低い方から数えて 98%目にあたる値が、 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内又はそれ以下であることをいいます。

≪浮遊粒子状物質≫

項		目	1 目平	1日平均値の2%除外値(mg/㎡)			短期的評価による			長期的評価による							
基		準	0.	0.10mg/m³以下であること			適 (○)、否 (×)			適 (○)、否 (×)							
年		度	H29	H30	R元	R 2	R 3	29	30	元	2	3	29	30	元	2	3
測	定	値	0.034	0.031	0.027	0.030	0.023	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

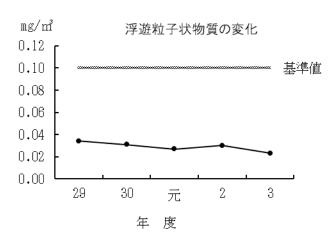
注 1 短期的評価による適(〇)とは、1日平均値がすべての有効測定日(1日 20 時間以上の測定が行なわれた日をいう。)で、0.1 mg/m以下であり、かつ、1 時間値がすべての測定時間において 0.2 mg/m以下であることをいいます。

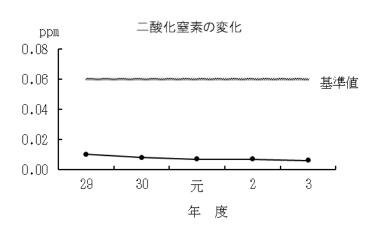
≪光化学オキシダント≫

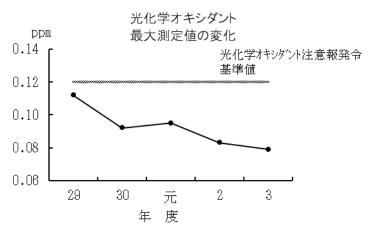
項	目		1時間値の最高値(ppm)				1 時間値が 0.06ppm を超えない場				
基	準	0.06ppm 以下であること			合の割合 (%)						
年	度	H29	H30 R元 R2 R3			H29	H30	R元	R 2	R 3	
測	定 値	0.012	0.012 0.092 0.095 0.083 0.079				93.0	94.3	95.4	97.7	97.5

注2長期的評価による適(〇)とは、年間における1日平均値のうち測定値の高いほうから 2%の範囲にあるものを除外した後の最大値が $0.10 \,\mathrm{mg/m}^3$ 以下であり、かつ、年間を通じて 1 日平均値が $0.1 \,\mathrm{mg/m}^3$ を超える日が 2 日間以上連続しないことをいいます。

図 18 窪地区の大気の状況







大気汚染に係る環境基準

物質	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20 mg/m ³ であること。	1時間値の1日平均値が 0.04ppmから 0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	
測	瀘過捕集による重量濃度測定 方法又はこの方法によって測	ザルツマン試薬を用いる吸光 光度法又はオゾンを用いる化	
定	定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光	学発光法	紫外線吸収法又はエチレンを 用いる化学発光法
方	散乱法、圧電天びん法若しくは		711. 010 1 707012
法	ベータ線吸収法		

- 備考1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm以下のものをいう。
- 備考2. 光化学オキシダントとは、パーオキシアシルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ョウ化カリウム溶液からョウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

大気汚染物質の説明

物質	発生機構	性状	有害作用
二酸化硫黄	硫黄分を含有する燃料・原料の加熱・燃焼によって生じる。施設としてはボイラー・加熱炉などがある。	無色の刺激性腐食性ガスで比重は 空気の2.3倍である。	目・鼻・のどをひどく刺激し呼吸 困難、さらに進むと肺気腫・肺浮 腫・肺炎などをおこす。又、植物 を枯らし、金属を腐食させる。
一酸化炭素	炭化水素系の燃料などが不完全燃 焼したときに発生する。自動車排 気ガスによるものが都市では多い。	無色・無臭・無刺激で空気よりわずかに軽い。	血液中のヘモクロビンと結合し、 体内の酸素供給を妨げ、中枢神経 をマヒさせる
浮遊粒子状	燃料の燃焼、原料の熱分解などの 生産工程および廃棄物の焼却など によって生じる。	粒径が 10 μm以下の粒子状物質をいう。 1 1 シロン 1,000	呼吸器系の疾患をおこさせる。
二酸化窒素	物を高温で燃焼すると空気中の窒素 (N_2) がその熱により酸化されて発生する。 工場や自動車など広範囲に発生する。	赤褐色で特異な刺激臭をもってい る。	目と呼吸器に刺激を与え、せき・ 咽頭痛がおこる。 光化学スモッグの原因物質である。
光化学	大気中に窒素酸化物や炭化水素が 強い紫外線を受けて光化学反応を おこし発生する。	光化学スモッグの原因物質はオゾン・PAN やアルデヒドなどがある。	鼻やのどに刺激を与え、めまい・ 吐き気・発汗やぜんそくを起こさ せる。

表 25 ATP法による汚染度経年変化及び月別ふっ素化合物量測定結果

測定地点	コマツキャステックス 氷見第二工場			
	正面	背面		
H 2 9	ND	ND		
Н30	0.021	0.022		
R元	ND	ND		
R 2	ND	ND		
R 3	_	_		

備考

- 1 ND (検出されず) とは定量限界 (0.02mg/100c m²/月) 未満をいう。
- 2 当該物質を排出する事業が終了したため、令和3年度から測定を終了した。

表 26 ふっ素化合物のATP (ばく露) 法による汚染の判定基準

Fmg/100c ㎡/月	評価
0.100 mg/100c m²/月	軽濃度汚染
0.100~0.200 mg/100c m²/月	中濃度汚染

③ 騒音の概況

騒音とは、好ましくない音の総称である。各種公害の中でも日常生活に最も関係深い問題であり、感覚的、心理的被害が大部分を占め、問題解決を困難にしている。

主な騒音の発生源は、工場騒音、建設作業騒音、自動車騒音と冷暖房用のクーリングタワー、 飲食店のカラオケ等の近隣騒音である。

なお、身近にある騒音レベルの例を示すと次のとおりである。

デシベル 最大可聴値(耳の疼痛感) 130 飛行機エンジン近く 120 車の警笛(前方2m) 110 100 電車通過時のガード下 騒々しい工場内 90 地下鉄車内 80 雷話のベル 騒々しい事務所内、デパート内 70 普通の会話 60 50 静かな事務所内 40 図書館内 古さやき声 深夜の郊外 30 木の葉のふれあう音 20 10 最小可聴値(不安感を伴う)

図 19 騒音レベルの例

7. 工場騒音

特定工場(特定施設を設置する工場又は事業所)の規制基準は、区域及び時間帯ごとに決められている。協定工場に関する苦情は、現在のところない。

4. 建設作業騒音

騒音規制法の指定地域(用途地域)で行う特定建設作業は、実施の7日前に市へ届けなければならない。規制基準は、作業の種類によって定められている。

ウ. 騒音の調査方法

騒音に係る環境基準(平成10年環境庁告示第64号)に基づいて行う。

① 道路交通騒音の騒音調査について

6地点の内1地点(柳田・水口化成付近)は、騒音に係る環境基準の評価マニュアル {Ⅱ. 地域評価編(道路に面する地域)(環境庁平成12年4月)}に準用して、毎時間一定の実測時間(10分)を定めて24時間調査した。

残り5地点は、昼間時間帯に3回、夜間時間帯に2回、各々実測時間(10分)を定めて騒音の み調査した。

② 道路に面する地域と面しない地域の環境騒音調査について

1 1 地点の内 1 地点 (中央町・いきいき元気館付近) は、騒音に係る環境基準の評価マニュアル {Ⅲ. 地域評価編 (一般地域) (環境庁平成 1 2 年 4 月)} に準用して、毎時間一定の実測時間 (1 0 分)を定めて 2 4 時間調査した。残り 1 0 地点は、昼間時間帯に 3 回、夜間時間帯に 2 回、各々 実測時間 (1 0 分)を定めて調査した。

③ 道路交通振動の調査について

振動規制法施行規則第12条別表2備考6 {昼間 (午前8時から午後7時までの間)及び夜間 (午後7時から翌日の午前8時までの間)の区分ごとに1時間当たり1回の調査を4時間行う}に基づいて、昼間時間帯に4回、夜間時間帯に4回、各々実測時間 (500秒)を定めて調査した。

表 27 環境騒音測定結果

測定日 R3.12.6.~12.7.

				測定値(LA	Aeq) (dB)
	調査地点	用途地域	地域の類	昼間	夜間
	刚且近然	7月20年68	型	6:00~22:00	22:00~
					翌日6:00
渞			環境基準	5 5	4 5
道路	栄町·分譲住宅付近	第1種低層住居専用地域	A地域	4 4	4 0
に面す	島尾·旧JA島尾支所付近	第1種中高層住居専用地域	A地域	5 4	3 6
ず			環境基準	5 5	4 5
るい	幸町•常願寺付近	準住居地域	B地域	5 3	3 9
る地域	南大町·日吉神社前	第1種住居地域	B 地域	4 5	4 2
以外	中央町・いきいき元気館付近	定账英类地位	環境基準	6 0	5 0
\mathcal{O}	中大門・いさいさルメの印度		C地域	4 9	4 0
地域	園•園市営住宅	用途地域外(参考)	環境基準	基準なし	基準なし
坝	图 图 四 吾 庄 七	用您地域外(参与)	A地域	4 3	3 9
			環境基準	6 0	5 5
道路	北大町·鳳谷院前	第1種低層住居専用地域	A地域	5 8	4 1
路に			環境基準	6 5	6 0
面	鞍川·和光前	準住居地域	B地域	6 3	4 9
する	柳田•柳田神社付近	第1種住居地域	B地域	6 5	4 2
地地			環境基準	6 5	6 0
域	中央町·防災街区	商業地域	C地域	6 4	4 1
	伊勢大町 2 丁目・旧 JT 付近	準工業地域	C地域	6 0	4 5

注) 1 測定値は測定時間内における平均値とする。

²地域の類型については以下のとおりとする。

A…専ら住居の用に供される地域

B…主として住居の用に供される地域

C…相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

^{3*}印の数値は、基準値を超えている。

表 28 騒音に係る環境基準

(平成10年環境庁告示第64号)

単位:デシベル

地域の		時間の区分	昼間 6時~22 時	夜間 22 時~				
類 型	地域の区分			翌日6時				
AA	療養施設、社会的施設等が集合地域(道路に面する地域以外の	合して設置される地域など、特に静穏を要する 地域)	50以下	40以下				
_	声と仕足の田に供されていた	道路に面する地域以外の地域	55以下	45以下				
A	専ら住居の用に供される地域	2車線以上の車線を有する道路に面する 地域	60以下	55以下				
D	主として住居の用に供される地域	道路に面する地域以外の地域	55以下	45以下				
В		2車線以上の車線を有する道路に面する 地域	65以下	60以下				
C	相当数の住居と併せて商業、	道路に面する地域以外の地域	60以下	50以下				
C	工業等の用に供される地域	業等の用に供される地域 車線を有する道路に面する地域						
特例	幹線交通を担う道路に近接する	道路に面する地域	70以下	65以下				
1 特例	空間	担所に囲する地域	(45以下)	(40以下)				

注)() 内の値は、室内へ透過する騒音に係る基準である。

表 29 道路交通騒音測定結果

測定日 R3.12.7.~12.8.

単位:デシベル

				等価値	I(LAeq)
調査地点	道路名	用途地域	地域の類型	昼間	夜間
				6:00~22:00	22:00~6:00
窪	国道415号	第1種住居地域	環境基準	6 5	6 0
窪小学校前	国担410万	另 1 俚住店地域	B地域	6 0	4 7
朝日丘	国道160号		環境基準	6 5	6 0
J Aガソリンスタンド 付近	県道氷見志雄線	第1種住居地域	B地域	* 6 8	5 9
柳田	県道薮田下田子	工光小社	環境基準	6 5	6 0
東和不動産前	線	工業地域	C地域	* 6 6	5 9
本町	国港415号	商業地域	環境基準	6 5	6 0
広瀬医院前	国道415号	尚未地域	C地域	6 4	5 9
北大町	県道薮田下田子	15家 格	環境基準	6 5	6 0
河元サイクル商会	線	近隣商業地域	C地域	5 9	4 7
柳田	国港160号	一类 草柱	環境基準	6 5	6 0
水口化成付近	国道160号	工業地域	C地域	* 7 0	6 0

^{*} 印の数値は、基準値を超えている。

④ 振動の概況

振動公害は事業活動、建設作業、交通(自動車)等から発生する地盤振動が、地表あるいは 地中を波動として伝わり、家屋に伝搬し、直接あるいは間接的に感じることにより感覚的被害 を生じさせるものである。また、建設作業の場合には壁等のひび割れ、建て付けの狂い等の物 的被害もみられる。騒音と類似した施設から起こることが多い。

図 20 振動による影響

テ゛シヘ゛ル

90	人体に生理的影響が生じ始める
80	産業職場で振動が気になる(8時間振動にさらされた場合)
	深い睡眠にも影響がある。
70	浅い睡眠に影響が出始める。
60	振動を感じ始める。
50	ほとんど睡眠に影響はない。
40	常時微動

ア. 工場振動

振動規制法で、工業専用地域を除いた用途地域にある特定工場(特定施設をもった工場)に規制基準が定められている。

4. 建設作業振動

振動規制法の指定地域(用途地域)で行う特定建設作業は、実施の7日前に市へ届出なければならない。規制基準は作業の種類によって定められている。

ウ. 道路交通振動

振動規制法で、道路交通振動の要請基準が定められており、公安委員会及び道路管理者に交通 規制や路盤等について意見又は要請できる。道路交通振動の実態調査として、指定地域内の3箇 所で、昼間4回、夜間4回測定を行ったが、すべて要請基準以下であった。

表 30 道路交通振動測定結果

測定日 R3.12.7.~12.8.

単位:デシベル

調査地点	区域の区分	用途地域	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
朝日丘・JAガソリンスタンド	第1種区域	要請基準	6 5	6 0
付近	另 1 俚	住居	3 2	< 3 0
窪·旧氷見土地改良事務所付近	第1種区域	要請基準	6 5	6 0
[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	另 1 俚 D 哦	住居	3 7	< 3 0
本町・広瀬医院前	第2種区域	要請基準	7 0	6 5
平町 - 四個区院則	第 4 性 色 域	商業	3 7	< 3 0

表 31 道路交通振動の要請基準

時間の区分区域の区分	昼間 (午前8時から午後7時まで)	夜間 (午前7時から翌日午前8時まで)
第1種区域	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第2種区域	7 0 デシベル	6 5 デシベル

- 注) 第1種区域、第2種区域とは、指定地域のうち次に掲げる区域である。
 - (1) 第1種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び 準住居地域
 - (2) 第2種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

⑤ 悪臭の概況

悪臭とは、騒音とともに感覚公害であるため、感じ方も個人差があり、問題解決を難しくしている。発生源はパルプ工場、化学工場、各処理場、畜産業など多種多様である。

本市は、昭和53年5月1日付けで悪臭防止法に基づく規制地域の指定(旧都市計画法にいう用途地域に定められている地域)を受けた。平成元年に悪臭防止法令が改正され、4悪臭物質が追加された。さらに平成5年に悪臭防止法令が改正され、10悪臭物質として追加された。現在、22悪臭物質が規制対象物質となっている。

表 32 事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

単位:ppm

	規制	基準		規制基準		
特定悪臭物質の種類	工業専用地域	その他の用途 地 域	特定悪臭物質の種類	工業専用地域	その他の用途 地 域	
アンモニア	2	1	イソバレルアルデヒド	0.006	0.003	
メチルメルカプタン	0.004	0.002	イソブタノール	4	0.9	
硫化水素	0.06	0.02	酢酸エチル	7	3	
硫化メチル	0.05	0.01	メチルイソブチルケトン	3	1	
二硫化メチル	0.03	0.009	トルエン	30	10	
トリメチルアミン	0.02	0.005	スチレン	0.8	0.4	
アセトアルデヒド	0.1	0.05	キシレン	2	1	
プロピオンアルデヒド	0.1	0.05	プロピオン酸	0.07	0.03	
ノルマルブチルアルデヒド	0.03	0.009	ノルマル酪酸	0.002	0.001	
イソブチルアルデヒド	0.07	0.02	ノルマル吉草酸	0.002	0.0009	
ノルマルバレルアルデヒド	0.02	0.009	イソ吉草酸	0.004	0.001	

注) この表に掲げる工業専用地域とは、規制地域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域をいい、その他の用途地域とは規制地域のうち工業専用地域以外の区域をいう。

⑥ 特定施設等の届出状況

本市は騒音規制法、振動規制法、富山県公害防止条例に基づく届出を受けている。

表 33 騒音規制法に基づく特定施設届出状況

令和4年3月31日現在

	特定施設の種類	特定工場数	特定施設数
1	金属加工機械	6	112
2	空気圧縮機等	15	122
3	土石用破砕機等	3	25
4	織機	1	20
5	建設用資材製造機械	4	7
6	穀物用製粉機	0	0
7	木材加工機械	2	5
8	抄紙機	0	0
9	印刷機械	2	5
10	合成樹脂用射出成形機	1	1
11	鋳型造型機	1	8
	計	35	305

表 34 振動規制法に基づく特定施設届出状況

令和4年3月31日現在

特定施設の種類	特定工場数	特定施設数
1 金属加工機械	3	11
2 圧縮機	4	25
3 土石用破砕機等	1	19
4 織機	1	20
5 コンクリートブロックマシン等	0	0
6 木材加工機械	0	0
7 印刷機械	0	0
8 ロール機	0	0
9 合成樹脂用射出成形機	1	3
10 鋳型造型機	0	3
計	9	81

表 35 富山県公害防止条例に基づく届出状況

令和4年3月31日現在

区分	届出事業所数
ばい煙	3
粉じん又は有害ガス	40
汚水又は廃液	33
悪臭	35
騒音	113
計	224

⑦ 公害苦情の受理状況

表 36 年度別公害苦情の種類及び件数

種類年度	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	産業廃棄物	その他	合計
H29	1	4	0	2	0	0	3	0	17	27
H30	0	1	0	1	0	0	2	0	19	23
R元	1	1	0	0	0	0	1	0	25	28
R 2	0	3	0	2	0	0	7	6	15	33
R 3	4	3	0	2	0	0	0	3	15	27

5 資料

○氷見市環境保健衛生協会

各地域における環境保健衛生組織の育成強化及び環境保健衛生事業を促進する。

(構成) 正会員(市内居住の全世帯)、特別会員(富山県高岡厚生センター氷見支所、氷見市関係職員及び保健衛生に関する学識経験者)、賛助会員

○氷見市環境審議会

環境施策に市民等の意見を反映させるための役割を担い、計画の進捗状況などの報告を受け、必要な意見を述べ、施策や計画の見直し等、環境の保全と創造に関する重要事項を審議する。

委員は 20 人以内で組織し、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他市長が必要と認める 者のうちから、市長が委嘱する。委員の任期は、2年。

○公害防止協定締結状況

法律や県条例による規制とは別に本市と企業の間で両者の自由意思による合意に基づいて公害防 止協定を締結している。

公害防	山坡	宁蜍坛	十担
/に書り刀	I		場

工場	住所	締結年月日
コマツキャステックス株式会社	氷見市下田子	昭和46年6月16日
株式会社タテヤマメタックス西朴木工場	" 西朴木	昭和 48 年 7 月 16 日
三協立山アルミ株式会社氷見工場	ル 上田	昭和 48 年 8 月 23 日
日東製網株式会社漁網加工工場	〃 堀田	昭和49年1月28日
氷見金属工業センター	ル 堀田	昭和53年9月27日
氷見工業団地協同組合	〃 上泉	昭和56年2月16日
ヤマダアルミ建材株式会社	" 大浦	昭和62年7月2日
氷見観光開発株式会社	〃 南大町	平成2年8月8日
高氷開発株式会社	ル 上田子	平成4年9月10日
株式会社加野ダイカスト工業	ル 上田子	平成 12 年 12 月 26 日
株式会社トヤマTKX	川 園	平成 15 年 7 月 7 日

氷見市市民部環境防犯課

〒935-8686 氷見市鞍川 1060 番地
TEL:0766-74-8065 FAX:0766-74-8104
E-mail kankyou@city.himi.lg.jp
令和5年2月発行